

マイナポイント第2弾が始まっています

便利なマイナンバーカード

マイナポイント第2弾では、第1弾と同様にキャッシュレス決済サービスでのチャージや買い物でポイントが付与されるものに加えて健康保険証の利用申し込みや公金受取口座の登録をするとポイントが付与されます。

マイナンバーカード

プラスチック製のICチップ付きのカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真などが記載されています。

○公的な身分証明書として利用できます。

○全国のコンビニエンスストア



で住民票などの各種証明書が取得できます。

○e・Taxなどのオンラインサービスに利用できます。

○一部の医療機関で健康保険証として利用できます。

マイナポイント

期限までに次の手続きをした人に、キャッシュレス決済での買い物に使えるマイナポイントが、最大2万円分付与されます。

マイナンバーカードを作ってポイントを受け取ってない人

最大5、000円相当のポイント(決済サービスでのチャージや買い物で、利用額の25%分のポイント)

申込期限／令和5年2月末

※令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人。

健康保険証として利用申し込みをした人

7、500円相当のポイント
申込期限／令和5年2月末

公金受取口座の登録をした人

7、500円相当のポイント
申込期限／令和5年2月末

※健康保険証の利用申し込みや、公金受取口座の登録でのポイント申し込みは、6月頃開始予定です。くわしくは総務省のホームページ(<https://my.numbercard.point.soumu.go.jp>)で見ることができます。

証明書のコンビニ交付

利用できる人

旭市に住民登録があり、マイナンバーカードを持っている人
※利用には4桁の暗証番号が必要。戸籍証明は市外に住

コンビニで交付できる証明書

証明書の種類	注意事項	手数料
住民票の写し	○マイナンバー・住民票コードは記載できません。 ○氏名・住所変更の履歴、備考欄は記載できません。 ○転出した人や亡くなった人の除票は取得できません。	1通 300円
住民票記載事項証明書	○同一世帯に転出予定者が含まれる場合は取得できません。 ○任意様式での住民票記載事項証明書は発行できません。	
印鑑登録証明書	○事前に印鑑登録をしている本人のみ取得できます。	
戸籍(全部・個人)事項証明書	○除籍や改正原戸籍などは取得できません。 ○戸籍の届け出をした場合、証明書が取得できるまで一定の期間を要します。	1通 450円
戸籍の附票の写し(全部・一部)		1通 300円
所得課税(非課税)証明書	○令和3年1月1日とコンビニ交付サービス利用日のいずれも旭市に住民登録のある人が取得できます。 ○最新年度分のみ取得できます。	1通 300円

民登録がある人も事前の登録で利用できます。

いつでも

午前6時30分～午後11時

※年末年始や機器のメンテナンス日を除く。

どこでも

全国のコンビニエンスストア店舗内に設置されている端末

問い合わせ先

●マイナポイントに関すること

総務課庶務行政班

☎62・5310

●コンビニ交付に関すること

市民生活課管理班

☎62・5325

※税証明については税務課課税班(☎62・5321)まで。